

第 1 3 号 議 案

令和 6 年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年 間 患 者 数

区 分	がんセンター	精 神 医 療 セ ン タ ー	小児保健医療 総合センター	計
入 院	144,175 <sup>人</sup>	75,920 <sup>人</sup>	50,370 <sup>人</sup>	270,465 <sup>人</sup>
外 来	147,258	62,694	99,144	309,096

2 一 日 平 均 患 者 数

区 分	がんセンター	精 神 医 療 セ ン タ ー	小児保健医療 総合センター	計
入 院	395 <sup>人</sup>	208 <sup>人</sup>	138 <sup>人</sup>	741 <sup>人</sup>
外 来	606	258	408	1,272

3 建 設 改 良 計 画

(1) 建設改良工事 73,721千円

(2) 資産購入 2,115,524千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	45,186,253千円
第1項 医療収益	38,141,329千円
第2項 医療外収益	7,023,361千円
第3項 特別利益	21,563千円
支 出	
第1款 病院事業費	44,877,312千円
第1項 医療費用	44,073,932千円
第2項 医療外費用	548,841千円
第3項 特別損失	244,539千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,432,060千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,029,413千円
第1項 企業債	1,290,310千円
第2項 他会計負担金	1,592,580千円
第3項 雑収入	146,523千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,461,473千円

第1項 建設改良費	73,721千円
第2項 資産購入費	2,115,524千円
第3項 企業債償還金	2,272,228千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設改良費及び資産購入費   |
| 2 限度額   | 1,290,310千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |              |
|---------|--------------|
| 1 職員給与費 | 17,447,746千円 |
|---------|--------------|

2 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,259千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	リニアアクセラレーター	一 式
	内視鏡下手術用ロボット	一 式

令和6年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章

第14号議案

令和6年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団
- 2 年間総給水量 426,000,000m<sup>3</sup>
- 3 一日平均給水量 1,167,123m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,146,591千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,765,230千円
(3) 施設改良事業		事業費	11,702,801千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収益	35,671,482千円
第1項 営業	収益	31,989,660千円
第2項 営業外	収益	3,681,822千円
支 出		
第1款 事業	費用	35,608,487千円
第1項 営業	費用	31,335,442千円
第2項 営業外	費用	4,270,045千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,182,470千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,502,233千円
第1項 企業債	9,098,000千円
第2項 国庫支出金	764,310千円
第3項 工事負担金	267,305千円
第4項 受託事業収入	22,126千円
第5項 他会計出資金	2,855,151千円
第6項 他会計補助金	495,339千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	28,684,703千円
第1項 建設改良費	18,679,057千円
第2項 建設利息	92,783千円
第3項 償還金	9,907,863千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	487,985千円
工事積算システム改良業務委託	令和7年度	17,355千円
第2犬山幹線電気防食設備設置工事	令和7年度	63,000千円
第2津島幹線送水管布設工事	令和7年度	615,333千円
犬山共同取水口電気設備改良工事	令和7年度	71,117千円
犬山浄水場薬品注入機室建設工事	令和7年度	404,000千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	令和7年度	790,000千円
名港導水路移設工事	令和7年度	1,376,000千円
海部南部線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	197,000千円
八開線送水管布設工事	令和7年度	173,030千円
七宝線送水管布設工事	令和7年度	171,168千円
蟹江線送水管布設工事	令和7年度	262,937千円
日光川第1水管橋耐震補強工事	令和7年度	30,421千円

春日井供給点始め7施設流量計改良工事	令和7年度	17,819千円
尾北供給点始め4施設計装設備改良工事	令和7年度	32,518千円
尾張東部浄水場防護柵改良工事	令和7年度	30,991千円
上野浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和7年度	153,600千円
豊明線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	160,000千円
美浜線送水管布設工事(その1)	令和7年度	280,000千円
美浜線送水管布設工事(その2)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和7年度	211,743千円
岩倉取水口水質計器設置工事	令和7年度	31,839千円
豊田浄水場電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	1,315,081千円
幸田浄水場通信設備設置工事	令和7年度	31,350千円
幸田浄水場濃縮槽機械設備改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	319,594千円
幸田浄水場水質計器改良工事	令和7年度	45,363千円
高浜線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
三好線送水管布設工事	令和7年度	59,473千円



知立線送水管布設工事	令和7年度	203,769千円
豊田幹線送水管布設工事	令和7年度	305,157千円
西尾線供給点建設工事	令和7年度	55,307千円
高浜第1供給点始め6施設水質計器改良工事	令和7年度	17,070千円
森岡取水場構造物耐震補強工事	令和7年度から 令和8年度まで	79,527千円
豊橋南部第3導水管路排水管布設工事	令和7年度	40,507千円
新城線送水管布設工事	令和7年度	588,387千円
音羽線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	199,999千円
豊川権現線電気防食設備改良工事	令和7年度	128,599千円
渥美線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	199,999千円
渥美供給点始め2施設自動ろ過装置設置工事	令和7年度	148,500千円
東三河水道事務所庁舎建設工事	令和7年度	634,440千円
尾張西部浄水場始め4施設構造物耐震補強調査業務委託	令和7年度	288,146千円
南知多線送水管路調査業務委託	令和7年度	67,700千円
半田第1・第2分水管路調査業務委託	令和7年度	40,000千円

豊田浄水場電気設備改良調査業務委託	令和7年度	22,420千円
西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度	39,375千円
水質試験所自家発電設備設置調査業務委託	令和7年度	19,792千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和7年度	59,802千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費   |
| 2 限度額   | 9,098,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めなくて借り換えることができる。 |

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,600,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## 営業費用と営業外費用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,556,796千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、701,888千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,822,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章



第15号議案

令和6年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水事業所数	379か所		
2	年間総給水量	444,734,520m <sup>3</sup>		
3	一日平均給水量	1,218,451m <sup>3</sup>		
4	主要な建設改良事業			
(1)	愛知用水工業用水道第4期事業	尾張東部浄水場関係建設工事	事業費	47,393千円
(2)	東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	523,112千円
(3)	豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	291,323千円
(4)	施設改良事業		事業費	11,062,566千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,780,065千円
第1項 営業	収	益	14,223,166千円
第2項 営業外	収	益	1,556,899千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	14,020,232千円
第1項 営業	支	費	13,268,849千円

第2項 営業外費用	748,383千円
-----------	-----------

第3項 予備費	3,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,222,766千円は、当年度分損益勘定留保資金4,211,436千円、過年度分留保資金3,932,330千円、減債積立金2,079,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,097,888千円
-----------	-------------

第1項 企業債	4,462,000千円
---------	-------------

第2項 国庫支出金	355,830千円
-----------	-----------

第3項 工事負担金	202,212千円
-----------	-----------

第4項 受託事業収入	4,828千円
------------	---------

第5項 他会計出資金	996,169千円
------------	-----------

第6項 他会計借入金	76,847千円
------------	----------

第7項 雑収入	2千円
---------	-----

支 出

第1款 資本的支出	16,320,654千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	12,062,311千円
-----------	--------------

第2項 建設利息	27,580千円
----------	----------

第3項 償還金	4,225,763千円
---------	-------------

第4項 予備費	5,000千円
---------	---------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工事積算システム改良業務委託	令和7年度	17,354千円
ECE分岐線配水管路調査業務委託	令和7年度	15,000千円
尾張東部浄水場濃縮槽機械設備改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	280,000千円
知多浄水場始め4施設機械設備改良工事	令和7年度	102,098千円
和合外電始め3施設電気防食設備改良工事	令和7年度	139,606千円
臨海西線配水管布設工事	令和7年度	111,600千円
九号地線配水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	504,000千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和7年度	70,581千円
岩倉取水口水質計器設置工事	令和7年度	26,571千円
第2衣浦幹線配水管製作工事	令和7年度から 令和8年度まで	772,116千円
第2衣浦幹線配水管布設工事	令和7年度	1,160,964千円
東浦線配水管布設工事	令和7年度	92,175千円
豊橋南部浄水場第3導水管路排水管布設工事	令和7年度	23,243千円

森岡取水場構造物耐震補強工事	令和7年度から 令和8年度まで	61,642千円
蒲郡浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	296,010千円
豊橋南部浄水場急速攪拌装置設備改良工事	令和7年度	99,110千円
豊橋臨海幹線電気防食設備改良工事	令和7年度	86,683千円
トピー工業支線配水管布設工事	令和7年度	138,180千円
東三河水道事務所庁舎建設工事	令和7年度	385,338千円
尾張水道事務所量水器改良工事	令和7年度	13,536千円
犬山共同取水口電気設備改良工事	令和7年度	1,456千円
船見幹線配水管路改良基本調査業務委託	令和7年度	25,000千円
安城浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和7年度	27,000千円
安城浄水場濃縮槽機械設備改良調査業務委託	令和7年度	16,000千円
安城浄水場薬品注入設備改良基本調査業務委託	令和7年度	18,000千円
西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度	13,125千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和7年度	51,250千円



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 東三河工業用水道第2期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費  |
| 2 限度額   | 4,462,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 853,610千円 |
| 2 交際費   | 74千円      |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、140,989千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、262,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

第16号議案

令和6年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	145,900㎡
2 買収宅地	520,400㎡
3 宅地造成	18,300㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収益		6,430,549千円
第1項	営業	収益		6,280,734千円
第2項	営業外	収益		149,815千円
		支	出	
第1款	事業	費用		5,704,811千円
第1項	営業	費用		5,187,288千円
第2項	営業外	費用		514,523千円
第3項	予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,365,316千円は、過年度分留保

資金3,625,316千円及び減債積立金2,740,000千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的 収 入		7,806,947千円
第1項 企 業 債		7,800,000千円
第2項 受託事業 収 入		6,945千円
第3項 雑 収 入		2千円
	支 出	
第1款 資本的 支 出		14,172,263千円
第1項 宅 地 造 成 費		11,231,411千円
第2項 建 設 利 息		195,852千円
第3項 償 還 金		2,740,000千円
第4項 予 備 費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工事積算システム改良業務委託	令和7年度	17,354千円
幸田須美地区造成工事	令和7年度から 令和8年度まで	596,861千円
あま方領地区造成工事	令和7年度から 令和9年度まで	1,664,948千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費  |
| 2 限度額   | 7,800,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 672,588千円 |
| 2 交際費   | 74千円      |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	520,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	208,000㎡	売 却

令和6年2月19日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第 17 号 議 案 令和 6 年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 279,912,000m<sup>3</sup>
- 3 一日平均処理水量 766,882m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

建設事業	矢作川流域下水道関係建設工事	事業費	15,447,975千円
------	----------------	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	事 業	収	益	32,569,133千円
	第 1 項	営	業 収 益	16,199,580千円
	第 2 項	営	業 外 収 益	16,369,553千円
		支	出	
第 1 款	事 業	費		33,131,011千円
	第 1 項	営	業 費 用	31,289,956千円
	第 2 項	営	業 外 費 用	1,833,555千円
	第 3 項	予	備 費	7,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,440,697千円は、当年度分損益勘定留保資金3,925,127千円、過年度分留保資金398,209千円、繰越利益剰余金処分量24,604千円及び建設改良積立金92,757千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	21,318,051千円
第1項 企業債	10,221,280千円
第2項 国庫支出金	9,187,676千円
第3項 建設負担金	1,885,121千円
第4項 受託事業収入	23,972千円
第5項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	25,758,748千円
第1項 建設改良費	15,515,028千円
第2項 償還金	10,236,220千円
第3項 予備費	7,500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢作川流域下水道事業管きよ布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	285,000千円
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度	760,000千円



矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	2,229,000千円
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和9年度まで	3,817,000千円
境川流域下水道事業管きょ布設工事	令和7年度	25,000千円
境川流域下水道事業管きょ布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	204,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度	140,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	850,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和9年度まで	2,105,000千円
衣浦東部流域下水道事業管きょ布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	640,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	907,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度	215,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	755,000千円
五条川左岸流域下水道事業管きょ布設工事	令和7年度	50,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度	198,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	692,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和9年度まで	1,979,000千円

日光川上流流域下水道事業管きよ布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	142,000千円
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	960,000千円
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和10年度まで	9,500,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	3,960,000千円
新川東部流域下水道事業管きよ布設工事	令和7年度	290,000千円
新川東部流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	289,000千円
日光川下流流域下水道事業管きよ布設工事	令和7年度	30,000千円
日光川下流流域下水道事業管きよ布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	360,000千円
新川西部流域下水道事業処理場建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	533,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び資本費平準化債  |
| 2 限度額   | 8,342,000千円   |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行  |
| 4 利率    | 9.0%以内  |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を |

一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 907,176千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,082,378千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち24,604千円は、次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん

令和6年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章